

公立大学法人長野大学と東御市及び東御市教育委員会との

地域社会の発展に関する包括連携協定書

公立大学法人長野大学（以下「甲」という。）と東御市（以下「乙」という。）及び東御市教育委員会（以下「丙」という。）は、甲、乙及び丙の連携により、地域社会の発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が包括的な連携のもと、地域の課題に適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）各機関が有する知的資源、人的資源及び物的資源の活用に関すること。
- （2）各機関が共同で実施する事業に関すること。
- （3）その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（連携推進会議）

第3条 前条の連携事項を円滑に推進するため、連携推進会議を設置する。

2 連携推進会議に関し、必要な事項は別に定める。

（守秘義務）

第4条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく活動において知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対して開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第5条 本協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は3年間とする。ただし、甲、乙及び丙の合意が得られた場合は更新することができる。

（細則）

第6条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、甲、乙及び丙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲、乙及び丙が署名のうえ、各自その1通を保有する。

令和6年8月21日

甲 公立大学法人長野大学

代表者 理事長

乙 東御市

代表者 東御市長

丙 東御市教育委員会

代表者 教育長